

大口町告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）産業建設部建設課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月10日

大口町長 鈴木雅博

道路の区域変更

路線 番号	路線名	区 間	変更前後 の別	敷地幅員 (m)	延長 (m)
787	下小口 87 号線	余野六丁目 136 地先から 竹田一丁目 25 地先まで	変更前	3.0 ~3.1	77.7
			変更後	4.0~4.0	77.7

町道下小口87号線道路区域変更箇所図

変更箇所

